



2023年3月29日

各位

上場会社名 株式会社タチエス  
 代表者 代表取締役社長 山本 雄一郎  
 (コード番号 7239 東証プライム)  
 問合せ先 総務部 総務課 (TEL 0428-33-1911)

### 当社「社外役員の独立性判断基準」改定に関するお知らせ

当社は、2023年3月29日開催の取締役会において、当社「社外役員の独立性判断基準」(以下、「本基準」)を改定することを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

##### 1. 改定の目的

今般、コーポレートガバナンス・コードの内容を踏まえ、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るため、当社のガバナンス向上に適した独立性のある社外取締役及び社外監査役(以下、「社外役員」)の候補を幅広く選定する観点から、本基準のうち報酬等に係る基準を一部見直すことといたしました。なお、当該改定に伴い当社「コーポレート・ガバナンスに関する基本方針」も合わせて改定いたします。

##### 2. 独立役員の指定

本基準の改定に伴い、当社の社外役員全員が東京証券取引所の定める独立性基準及び当社の本基準を全て満たすため、今後、当社の社外役員全てを独立役員に指定する予定であります。

##### 3. 改定内容

(下線は変更部分を示します)

改定前	改定後
当社は、社外役員の独立性を確保するため、以下の基準を定めています。	当社は、社外役員の独立性を確保するため、以下の基準を定めています。
1. 本人が、当社及び当社の関係会社(以下、「当社グループ」といいます。)の業務執行者※1又はその出身者でないこと。 2. 過去5年間において、本人の近親者等※2が当社グループの業務執行者※1でないこと。 3. 本人が、現在又は過去5年間において、次に掲げる者に該当しないこと。 ① 当社の大株主(総議決権の10%以上の議決権を直接又は間接的に保有している者)又はその業務執行者※1 ② 当社グループが総議決権の10%以上の議決権を直接又は間接的に保有している者又はその業務執行者※1 ③ 当社グループを主要な取引先とする者※3又はその業務執行者※1 ④ 当社グループの主要な取引先※4の業務執行者※1 ⑤ 当社グループの主要な借入先※5の業務執行者※1	1. 本人が、当社及び当社の関係会社(以下、「当社グループ」といいます。)の業務執行者※1又はその出身者でないこと。 2. 過去5年間において、本人の近親者等※2が当社グループの業務執行者※1でないこと。 3. 本人が、現在又は過去5年間において、次に掲げる者に該当しないこと。 ① 当社の大株主(総議決権の10%以上の議決権を直接又は間接的に保有している者)又はその業務執行者※1 ② 当社グループが総議決権の10%以上の議決権を直接又は間接的に保有している者又はその業務執行者※1 ③ 当社グループを主要な取引先とする者※3又はその業務執行者※1 ④ 当社グループの主要な取引先※4の業務執行者※1 ⑤ 当社グループの主要な借入先※5の業務執行者※1

改定前	改定後
<p>⑥ 当社の法定監査を行う監査法人に所属する者</p> <p>⑦ 当社グループから役員報酬以外に<u>年間1千万円を超える</u>金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家（法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者）</p> <p>⑧ 当社グループから年間1千万円を超える寄付又は助成を受けている者（法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者）</p> <p>⑨ 当社グループから取締役（常勤・非常勤を問わない）を受け入れている会社の業務執行者※1</p> <p>4. 本人の近親者等が、現在、上記3の①から⑨のいずれかに該当（ただし、重要な者※6に限る）しないこと。</p> <p>(注) ※1 業務執行者とは、法人その他の団体の取締役（社外取締役を除く）、執行役、執行役員、業務を執行する社員、理事、その他これらに準ずる者及び使用人等の業務を執行する者をいう。</p> <p>※2 近親者等とは、配偶者又は二親等内の親族若しくは同居の親族をいう。</p> <p>※3 当社グループを主要な取引先とする者とは、その者の直近事業年度における年間連結総売上高の2%以上の額の支払いを、当社グループから受けた者をいう。</p> <p>※4 当社グループの主要な取引先とは、当社の直近事業年度における年間連結総売上高の2%以上の額の支払いを行っている者をいう。</p> <p>※5 当社グループの主要な借入先とは、当社の直近事業年度末における連結総資産の2%以上の額を当社グループに融資している者をいう。</p> <p style="text-align: center;">&lt;新設&gt;</p> <p>※6 重要な者とは、取締役、監査役、執行役員及び部長格以上の上級管理職にある使用人をいう。</p>	<p>⑥ 当社の法定監査を行う監査法人に所属する者</p> <p>⑦ 当社グループから役員報酬以外に<u>多額※6</u>の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家（法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者）</p> <p>⑧ 当社グループから多額※6の寄付又は助成を受けている者（法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者）</p> <p>⑨ 当社グループから取締役（常勤・非常勤を問わない）を受け入れている会社の業務執行者※1</p> <p>4. 本人の近親者等が、現在、上記3の①から⑨のいずれかに該当（ただし、重要な者※7に限る）しないこと。</p> <p>(注) ※1 業務執行者とは、法人その他の団体の取締役（社外取締役を除く）、執行役、執行役員、業務を執行する社員、理事、その他これらに準ずる者及び使用人等の業務を執行する者をいう。</p> <p>※2 近親者等とは、配偶者又は二親等内の親族若しくは同居の親族をいう。</p> <p>※3 当社グループを主要な取引先とする者とは、その者の直近事業年度における年間連結総売上高の2%以上の額の支払いを、当社グループから受けた者をいう。</p> <p>※4 当社グループの主要な取引先とは、当社の直近事業年度における年間連結総売上高の2%以上の額の支払いを行っている者をいう。</p> <p>※5 当社グループの主要な借入先とは、当社の直近事業年度末における連結総資産の2%以上の額を当社グループに融資している者をいう。</p> <p>※6 多額とは、過去5事業年度の平均で、個人の場合は年間1,000万円以上、法人、組合等の団体である場合は、当該団体の連結売上高もしくは総収入の2%以上をいう。</p> <p>※7 重要な者とは、取締役、監査役、執行役員及び部長格以上の上級管理職にある使用人をいう。</p>